芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

り上げる。

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
付 則	付 則
(他の法律による給付との調整)	(他の法律による給付との調整)
第5条 (省略)	第5条 (省略)

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り

傷病補償年1障害厚生年金等0.86金(第18条の22障害基礎年金(当該損害補償の事由0.88に規定する公となつた障害について平成24年一元務上の災害に化法附則第37条第1項に規定する給付

4
$\ddot{\circ}$
Ť
' '
\sim

	改正案					
係るものを除	のうち障害共済年金, 平成24年一元化			係るものを除	のうち障害共済年金, 平成24年一元化	,
< .)	法附則第61条第1項に規定する給付の			< ∘)	法附則第61条第1項に規定する給付の	
	うち障害共済年金, 平成24年一元化法				うち障害共済年金,平成24年一元化法	
	附則第79条に規定する給付のうち障				附則第79条に規定する給付のうち障	
	害共済年金又は厚生年金保険制度及				害共済年金又は厚生年金保険制度及	
	び農林漁業団体職員共済組合制度の				び農林漁業団体職員共済組合制度の	
	統合を図るための農林漁業団体職員				統合を図るための農林漁業団体職員	
	共済組合法等を廃止する等の法律(平				共済組合法等を廃止する等の法律(平	-
	成13年法律第101号)附則第2条第1項				成13年法律第101号)附則第2条第1項	ĺ
	第2号に規定する旧農林共済法(以下				第2号に規定する旧農林共済法(以下	-
	この表において「旧農林共済法」とい				この表において「旧農林共済法」とい	
	う。) による障害共済年金 (以下この				う。) による障害共済年金 (以下この	
	表及び第5項の表において「平成24年				表及び第5項の表において「平成24年	
	一元化法改正前国共済法等による障				一元化法改正前国共済法等による障	
	害共済年金」という。) が支給される				害共済年金」という。) が支給される	
	場合を除く。)				場合を除く。)	
2 傷病補償年	1 障害厚生年金等	0. 92	2	傷病補償年	1 障害厚生年金等	0.91
金(第18条の2		(第1級の傷		金(第18条の2		(第1級 <u>又は</u>
に規定する公		病等級に該当		に規定する公		第2級の傷病
務上の災害に		する障害に係		務上の災害に		等級に該当す
係るものに限		る傷病補償年		係るものに限		る障害に係る
る。)		金にあつて		る。)		傷病補償年金
		は、0.91)				にあつては,
						0.90)

現 行 改正案 障害基礎年金等(当該損害補償の事 2 障害基礎年金等(当該損害補償の事 0.92 0.92 由となった障害について平成24年一 由となった障害について平成24年一 (第1級の傷 (第1級の傷 元化法改正前国共済法等による障害病等級に該当 元化法改正前国共済法等による障害 病等級に該当 共済年金が支給される場合を除く。)する障害に係 共済年金が支給される場合を除く。) する障害に係 る傷病補僧年 る傷病補償年 金にあつて 金にあつて は、0.91) は、0.91) 3~6 (省略) 3~6 (省略)

3 • 4 (省略)

左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当 分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額 に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ 同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額 から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の 額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、 その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合に は、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害	0.88
について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害に	0.88
ついて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正	
前国共済法等による障害共済年金が支給される場	
合を除く。)	

6 • 7 (省略)

3 • 4 (省略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の 左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当 分の間,第8条の規定にかかわらず,同条の規定による休業補償の額 に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ 同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額 から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の 額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、 その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合に は、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害	<u>0.86</u>
について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害に	0.88
ついて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正	
前国共済法等による障害共済年金が支給される場	
合を除く。)	

6·7 (省略)